

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第十号）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第八条 第七条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第二号様式（新開示府令第二号の五様式（新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。次項において同じ。））、第二号の六様式及び第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。次項において同じ。）、第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式、第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。次項において同じ。）は、記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成二十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係るものである場合における有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項の規定（同法第二十七条において準用する場合を含む。）によるものをいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものである場合における有価証券届出書については、なお、従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第八条 第七条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第二号様式（新開示府令第二号の五様式（新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の六様式及び第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式、第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が施行日以後に開始する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項の規定（同法第二十七条において準用する場合を含む。）によるものをいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書については、なお、従前の例による。</p>

2 | 前項の場合において、新開示府令第二号様式及び第七号様式に記

(新設)

載すべき最近連結会計年度に係る連結財務諸表が平成二十四年三月三十日までを終了する連結会計年度に係るものであるときは、次の表の上覧に掲げるこれらの様式記載上の注意の規定の適用については、同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

<p>第二号様式記載上の注意(62)</p>	<p>最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書(60) a により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。</p>	<p>最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げて比較すること。</p>
<p>第二号様式記載上の注意(68) a</p>	<p>最近事業年度の損益計算書(67) a により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事</p>	<p>最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。</p>

<p>業年度の損益計算書)を掲げること。</p>	
<p>最近2事業年度(連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合)については最近1事業年度(最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合)には、最近2事業年度)のもの(附属明細表)については最近1事業年度のもの)</p>	<p>最近2事業年度(附属明細表については最近1事業年度)のもの</p>

3
5 (並)

2
4 (略)